

## ベルックス 製品保証書

ベルックス製品をお買い上げいただきありがとうございます。私どもは弊社製品をお使いの大多数の皆様がベルックス製品保証に頼る必要がないことに誇りを持っています。もし建築主様<sup>1)</sup>の中でベルックス製品保証につきましてご関心のある方がいらっしゃいましたら、この保証書は弊社がどのようにお応えできるのか説明するものです。(以下「本保証」といいます。)

建築主様<sup>1)</sup>は本保証に加えて、ベルックス製品が販売されることから生じる法的権利を有することとなります。この保証書によって、それらの権利が何らかの影響を受けることはありません。当該権利に関しましては、売主またはその他の適切なアドバイザーより説明を受けていただくことができます。

### 1. 本製品保証書の適用

日本ベルックス株式会社(〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-23-14 ベニーリーフビル)(以下「ベルックス」といいます)は、建築主様<sup>1)</sup>に対して、ベルックス製品に関する以下の保証を提供します。

保証の対象	保証期間
<ul style="list-style-type: none"><li>ベルックス・ルーフウインドウシリーズ、スカイビューシリーズ、フラットシリーズ本体(ただし、スカイビューシリーズ(A21 タイプ)のガラスシール材については除く。下記項目参照)※</li><li>ベルックス水切り</li></ul>	10年
<ul style="list-style-type: none"><li>ベルックス・スカイビューシリーズ(A21 タイプ)のガラスシール材からの漏水及びスカイビューシリーズ(A21 タイプ)、フラットシリーズ(FCM)のガラス内結露</li></ul>	20年
<ul style="list-style-type: none"><li>ベルックス純正ブラインド製品</li><li>ベルックス純正手動操作キット</li></ul>	3年
<ul style="list-style-type: none"><li>ベルックス窓及びブラインドに関するモーター(ベルックス・ルーフウインドウシリーズ、及びスカイビューシリーズに初期搭載されているモーターを含む。)</li><li>ベルックス電動操作製品(ベルックス・ルーフウインドウシリーズ、及びスカイビューシリーズに搭載されている電装部品を含む。)</li></ul>	3年
<ul style="list-style-type: none"><li>ベルックス電動ブラインド用ベルックス純正モーター</li></ul>	3年
<b>ベルックスが供給するスペアパーツ製品</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>スペアパーツ製品の欠陥が保証期間内<sup>2)</sup>(販売日または最初の建築主様<sup>3)</sup>への納品日からカウントします)に報告された場合、ベルックスは弊社判断により 1) 材料費・工賃無償でベルックス製品を修理するか、2) 購入場所または建築主様<sup>1)</sup>のもとにベルックス製品の交換品を無償提供します。</li></ul>	2年
<ul style="list-style-type: none"><li>交換用ガラス</li></ul>	5年
<ul style="list-style-type: none"><li>その他のベルックス製品</li></ul>	2年

※製品本体からの雨水浸入を含みます。(A21 とは、2010年4月1日発売のスカイビューシリーズ製品、FCMとは2020年1月1日発売のフラットシリーズ製品)

ベルックス製品保証書は2020年7月1日から効力を有します。

建築主様<sup>1)</sup>が本保証の適用を受ける場合、ベルックスは、本保証書に基づいて日本で建築主様<sup>1)</sup>に認められる法的権利に影響を与えることなく、ベルックスの選択する方法で、下記のうちいずれかを実施することを約束します。1) 瑕疵のあるベルックス製品を、ベルックスの所在地または建築主様<sup>1)</sup>の所在地のうちベルックスが決定する場所で修理すること、2) ベルックスの所在地または建築主様<sup>1)</sup>の所在地のうちベルックスが決定する場所においてベルックス製品を無償で交換すること、3) 建築主様<sup>1)</sup>に対して、ベルックス製品の当初の購入価格を返金すること、または 4) お問合せのベルックス製品に関連するその他のオプションを約束すること。

**本保証は、下記に規定された条件(第 4 条の条件を含みますがそれらには限定されません)に該当する、上記のベルックス製品にのみ適用されます。また、本保証は第 3 条に従って免責されていない瑕疵にのみ適用されます。**

## **2. 保証期間**

本保証に基づく請求は、上記により別段の定めがない限り、第 5 条に従って、ベルックス製品が最初の建築主様<sup>3)</sup>に販売された日から、当該請求の対象となるベルックス製品に対する保証期間<sup>2)</sup>の終了日までの期間内に通知をしていただく必要があります。

## **3. 本保証の対象となる瑕疵**

本保証は、条件に従い、製品の製造上生じる瑕疵(製造に使用される素材により生じる瑕疵を含みます。)を対象とします。その他の種類のベルックス製品に関する瑕疵は本保証の対象ではないため、免責されるものとします。

## **4. 条件**

本保証に基づく請求は、瑕疵が直接または間接的に以下から生じた場合には本保証の対象にはなりません。

- a) 製品の施工による場合(ベルックスの施工説明書どおりに施工がされていない場合または優良な施工基準に従った施工がされていない場合を含むがこれに限定されない)
- b) 推奨されている設置エリア外において施工されている場合
- c) 標準的操作に反する操作ないし誤使用
- d) 摩耗及び経年劣化
- e) 一般的に製品に適していない部品、摩耗部品、または付属品(例:電力供給装置)の使用
- f) 持ち運び
- g) 不適切な取扱い(形態を問いません)
- h) 製品の改造
- i) その他製品の製造または製造に使用される素材に関する要素以外の要素

さらに、本保証は、直接または間接の過失に起因する瑕疵(定期的な点検整備の維持や実施を怠った場合を含みますが、これに限定されません)、または取扱説明書に記載されたとおりの製品のメンテナンスを怠ったことによる瑕疵、または取扱説明書の記載に従ったメンテナンスにより防止できた瑕疵については適用されません。取扱説明書はベルックスから入手いただくか、[www.VELUX.com](http://www.VELUX.com) または [www.VELUX.co.jp](http://www.VELUX.co.jp) からダウンロードしていただけます。

下記に関する請求は本保証の対象外となります。

ベルックスは、製品ソフトウェアの動作にエラーや支障がないこと、ソフトウェア上の欠陥が修正できること、ソフトウェアが将来のベルックス製品もしくはソフトウェアと互換性があることを保証しません。

- 通常の使用によっては見えない部品の脱色
- 太陽光／結露／酸性雨／塩害その他資材の腐食・変質作用を有する状況を原因とするか否かに関わらず、すべての変色および色あせ
- ブラインド生地またはベネシアンブラインドの羽根等の表面の退色、または窓ガラスのシーリング材の変化
- 木材の節
- ガラスの熱割れ
- 経年による避けがたいまたは予想される製品の性能(技術的価値および技術仕様、耐久性を含む。)の低下
- 使用材料に経年によって自然に発生する変化
- 氷、雪、小枝などによって起こる目詰まり等から生じる動作不良、機能低下もしくは機能制限、または水漏れ
- ガラスの色ムラ、陰影またはしみ等で引き渡し当時から存在したものまたは保証期間<sup>2)</sup>内に生じたもののうち、視界を大きく損なわないもの
- 腐食(ハードウェア上)
- 太陽電池の劣化
- 事故による損傷(突発的なガラスの破損、ドームの破損またはひび割れを含むがこれらに限定されない。)
- ベルックス製品の欠陥から生じたものではないスガ漏れ等の透水による問題
- 建物の設計または構造上の欠陥
- 隣接する建築物の影響等
- 対象となるベルックス製品の改良
- 未承認部品の追加
- 異常な気象状態、稲光または激しいひょう
- 高湿度の場所や適切または十分な換気もしくは湿度管理ができない場所での適用
- 設計制限の範囲外の状態にさらされる製品
- 研磨、サンドブラスト、エッチング、ペースティングまたはその他の表面処理等引き渡し後の加工

- 酸性雨等の腐食作用のある環境要因等の悪条件によるガラスの変化またはプラスチックの着色もしくは損傷
- 滞留水およびガラスの破片によるガラスの腐食
- 建物内外の湿度や室内と室外の温度差によって当然の結果として発生する製品本体及びガラスの結露、ならびにこれに関連する水害
- ガラス表面にフィルムが貼られたガラスユニットに関する申し立て
- 欠陥として特徴付けられるものであるか否かに関係なく、その他上記類似の状態

ベルックスは、法令により建築主様<sup>1)</sup>に認められる独立した権利が本保証におけるベルックスの意図を執行不能とするものであったとしても、本保証をもって、建築主様<sup>1)</sup>に認められる当該権利に基づくベルックスの責任を制限または排除するものではありません。ただし、ベルックスは、本保証またはその他に基づく利益の損失、または本保証に基づいて行われた請求に関連して発生する間接的または結果的損失に対する責任を認めません。これには製造物責任の免除が含まれ、ベルックスは、労働争議、火災、戦争、テロ行為、輸出規制、政情不安、異常な自然現象、破壊行為またはその他の不可抗力を含む(ただし、これらに限定されない)、ベルックスが制御できない事象により直接的または間接的に発生した損失に対する責任を負いません。

ベルックスは、法令により建築主様<sup>1)</sup>に認められる独立した権利が本保証におけるベルックスの意図を執行不能とするものであったとしても、当該権利に基づくベルックスの責任を除外し、制限または回避するものではありません。ただし、ベルックスは、ベルックス製品の無許可の修理または交換により発生した人や財産(対象となるベルックス製品自体を含みます)への損害に対する責任を負いません。

ベルックスは、対象となるベルックス製品の無許可の修理または交換によりさらなる損害が発生した場合、随意に、本保証に基づく救済を提供することを拒否することができます。従いまして、ベルックスの許可なく、ベルックス製品の修理や交換を行わないようお願いいたします。ベルックスの許可なくこれを行った場合は、ベルックスは、その結果発生した瑕疵に関する請求からすべて免責されるものとします。

建築主様<sup>1)</sup>は、対象となるベルックス製品による水害またはその他の損害を軽減および最小限に抑える責任を負います。

## 5. 書面によるクレーム

建築主様<sup>1)</sup>が本保証に基づく請求を行うためには、関連する保証期間<sup>2)</sup>内に、かついかなる場合においても建築主様<sup>1)</sup>が請求の対象となる瑕疵を発見し、または合理的に発見すべきであった日から2か月以内に、書面にて請求の通知を行っていただく必要があります。書面による通知は、以下に記載したベルックスの住所宛に発送してください。

## 6. 追加条件

ベルックス製品の修理または交換時に、当該製品と同一のベルックス製品がすでに製造されていない場合、または同じバージョン(形状、色、被覆、仕上げ等)で作られていない場合には、ベルックスは修理を行うか、または類似のベルックス製品と交換することができるものとします。

また、ベルックスは、本保証の条件として、瑕疵のある製品を(建築主様<sup>1)</sup>の費用負担により)ベルックスの所在地または建築主様<sup>1)</sup>の所在地のうちベルックスが決定する場所において返却するよう要求することができます。

## 7. 修理済みまたは交換済みのベルックス製品の保証

ベルックスが本保証に基づいてベルックス製品の修理または交換を行った場合、引き続きベルックス製品に関する当初の保証期間<sup>2)</sup>が適用され、当該期間は延長されません。

## 8. 取り外し再施工

本保証には、ベルックス製品の取り外し再施工により発生する費用、もしくは修理または交換作業の実施中に防水シートなどの養生に発生する費用は含まれません。

## 9. 本保証の対象外のサービスのための出張

建築主様<sup>1)</sup>の請求が本保証の対象外である場合、ベルックスはサービスのための出張費用を請求させていただきます。さらに、建築主様<sup>1)</sup>には、ベルックス製品の点検により発生した人件費を含む一切の費用、ならびに取り外しおよび再施工、およびベルックス製品や建物の防水シート等による被覆により発生した費用をご負担いただきます。

## 10. 本保証の利用手続き

建築主様<sup>1)</sup>が本保証に基づいて請求を行うか否かに関わらず、ベルックス製品またはその設置に関してご懸念をお持ちの場合は、以下に記載されたベルックスサービスサポートにお問い合わせください。ベルックスは可能な限り最善の対応およびサービスを提供します。

訓練を受けたサービスサポートチームのメンバーがメールまたはお電話により建築主様<sup>1)</sup>のご懸念についておうかがいし、現地視察のために建築主様<sup>1)</sup>のご自宅またはその他の場所にうかがわなくてもよい方法により、問題の解決のために尽力いたします。

## 注記—上記規定の補足説明

注 1:

「建築主様」とは、ベルックス製品を所有し、かつ、業務上ベルックス製品を再販売または設置する目的で取得したのではない自然人または法人を意味します。

注 2:

保証期間は、ベルックス製品がベルックスの販売業者から購入された日より開始し、ベルックスが要求した場合は、請求書の原本または売上票による立証が必要となります。購入日が立証できない場合は、保証期間は各々のベルックス製品に付された製造日に開始することとします。

注 3:

「最初の建築主様」とは、ベルックス販売会社、販売業者その他業務上ベルックス製品の再販売または設置を行う自然人または法人から、最初にベルックス製品を購入した建築主様を意味します。

**日本ベルックス株式会社**

**〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-23-14 ベニーリーフビル**

修理に関するお問い合わせは、サービスサポートまで

E-mail: [service\\_jp@velux.com](mailto:service_jp@velux.com)

TEL :0570-00-8141 / 03-3478-8141